

学校感染症による出席停止について

下記の感染症にかかっていると医師が判断した場合には、学校保健安全法第19条に基づき、他の生徒に感染する恐れのある間は、出席停止の措置をとらせていただきます。なおこの期間は欠席日数には入りません。

区分	病名	出席停止期間の基準 (ただし、No.1~7は、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない)
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
6	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
9	髄膜炎菌性髄膜炎	
10	腸管出血性大腸菌感染症	
11	流行性角結膜炎	
12	急性出血性結膜炎	
13	その他()	

- 1、 医療機関で感染症と診断されましたら、その旨を電話にて学校にお知らせください。
五並中 21-1149
- 2、
- 3、 医師の処置と指示に従い、治癒後、登校の許可がおりましたら、「学校感染症の報告書」を保護者の方が記入し、担任にご提出ください。
※ 医療機関で書いていただくと、有料になる場合がありますのでご注意ください。